

確定拠出年金制度について

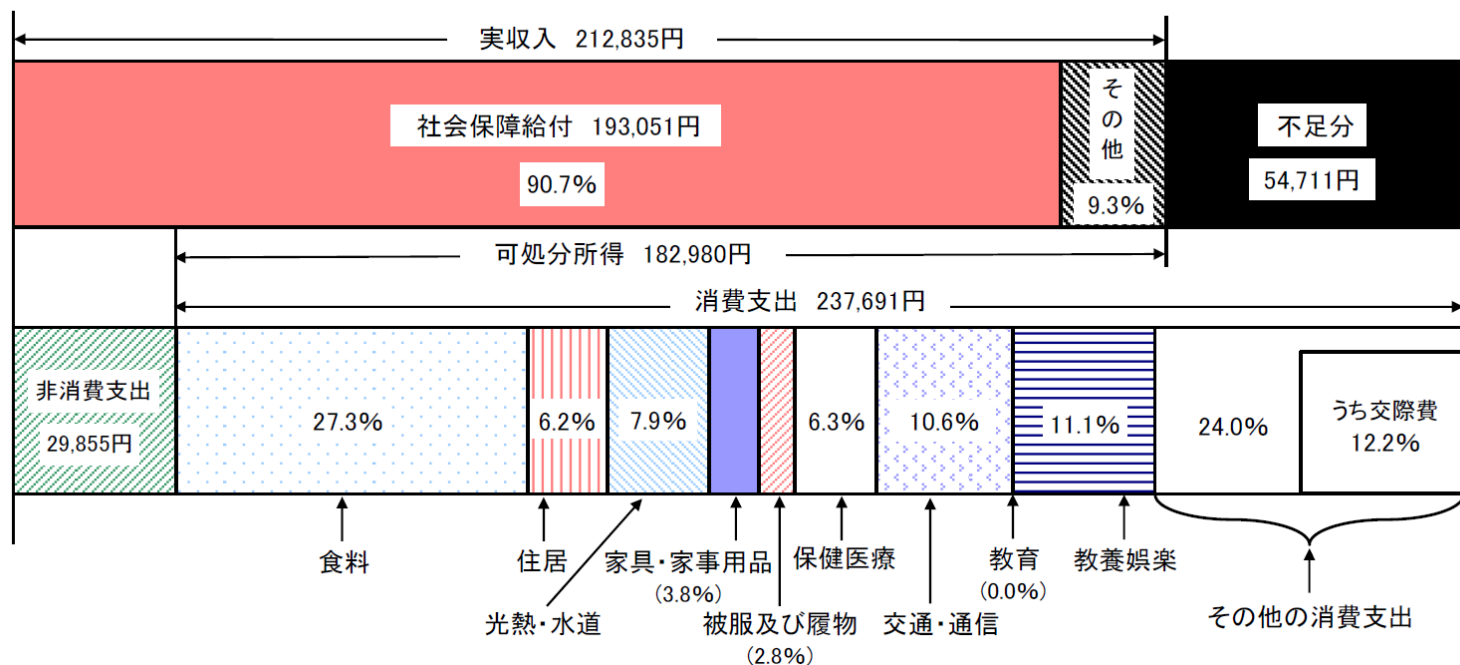
【2020年6月1日新設】

たまき青空病院グループの皆様へ

60歳以降の家計収支

- ◆ 高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の1ヶ月の家計収支は、収入が約21万円、支出が約27万円(消費支出+非消費支出)と約6万円の赤字です。貯蓄などを取り崩しながら、不足分を補っています。

高齢夫婦無職世帯の家計収支 - 2016年 -



公的年金の受取金額

- ◆ **夫婦のモデル年金月額＝221,277円** ※平成29年4月から
(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)

厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬42.8万円、賞与も含む月額換算)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

- ◆ **老齢基礎年金(国民年金)**
＝ 779,300円(平成29年4月分からの年金額) × (保険料納付済月数 / 480月)

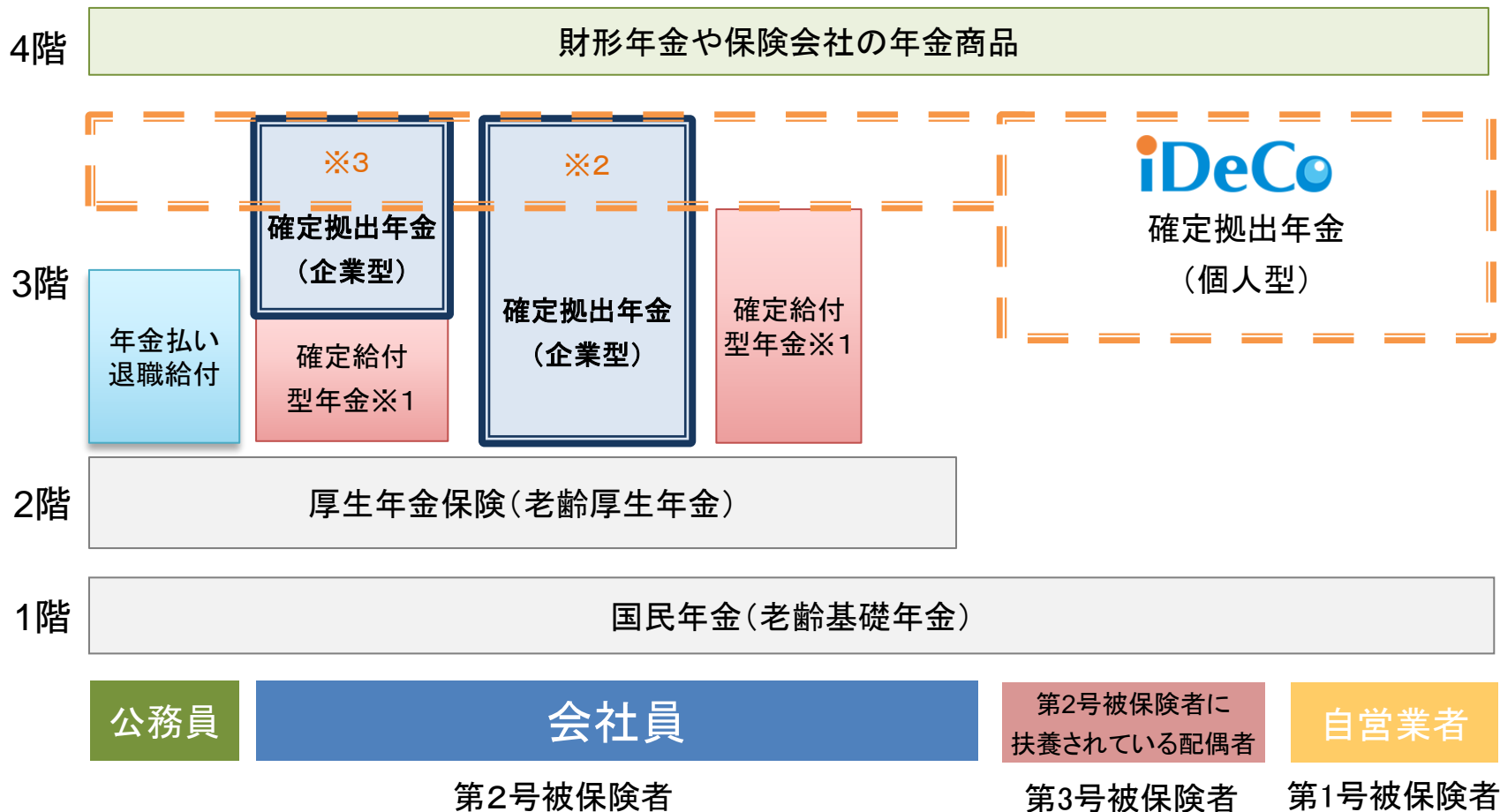
(月額＝64,941円) ※平成29年4月から

- ◆ **老齢厚生年金(厚生年金)**
＝ 平均標準報酬額※ × 5.481/1000※ × 被保険者月数

(※平成15年4月以後からの計算式になります。生年月日や平成15年3月以前から対象の方は評価率が変わります。詳細については年金事務所等にご照会ください。)

退職後の生活を支える仕組み

- ◆ たまき青空病院グループでは、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金で実施します。



※1、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など

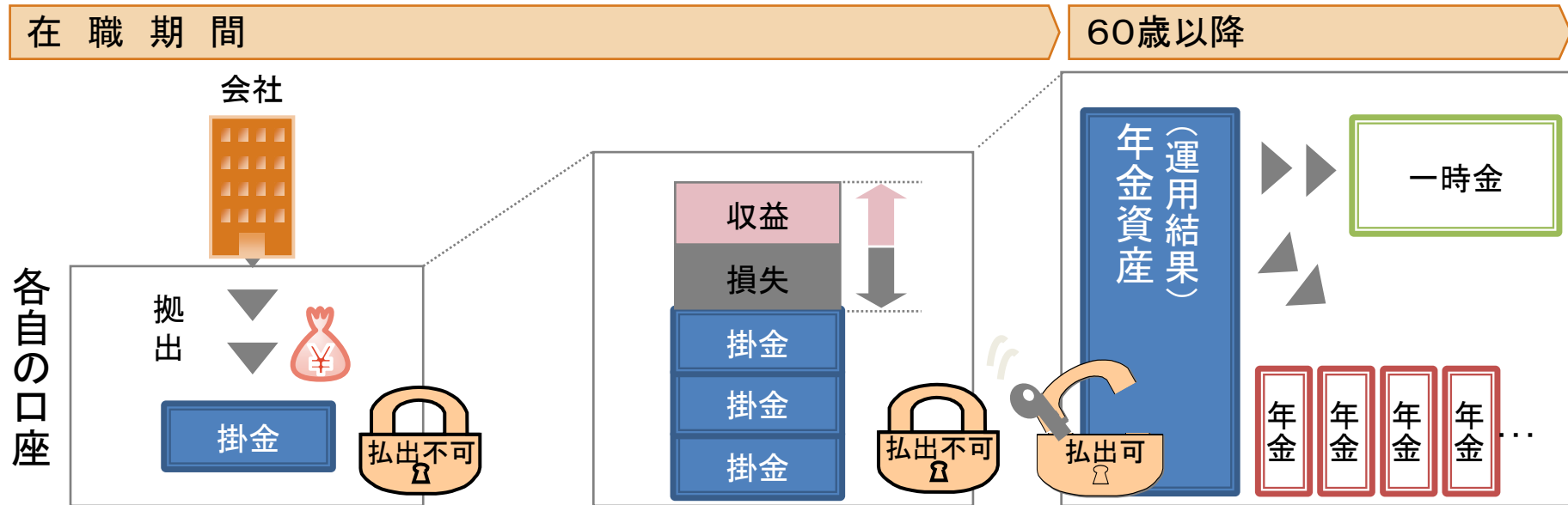
※2、企業型と個人型を実施する場合は、企業型の事業主掛金の上限を月額3.5万円とすることを規約で定める必要があります。

※3、企業型、確定給付型、個人型を実施する場合は、企業型の事業主掛金の上限を月額1.55万円とすることを規約で定める必要があります。

確定拠出年金とは

- ◆ たまき青空病院グループが拠出した掛金を加入者の判断で運用商品の選択、変更を行います。受取金額は運用成果によって各人ごとに異なります。
- ◆ 原則60歳で受給権を取得し、年金又は一時金で受け取ります。

(※)通算加入者等期間が10年に満たない場合、加入した期間に応じて支給開始年齢が最長65歳までスライドします。
ただし、徳島県病院厚生年金基金に加入されていた方は、期間が通算されます。



①掛金の積み立て

個人別に**確定拠出年金専用の口座**が開設されます。毎月会社から「**掛金**」が口座に積み立てられます。

②掛金の運用

用意された**運用商品メニュー**から自分で商品を選び、資産をふやします。運用損益を含めた運用結果が将来の受け取り額となります。

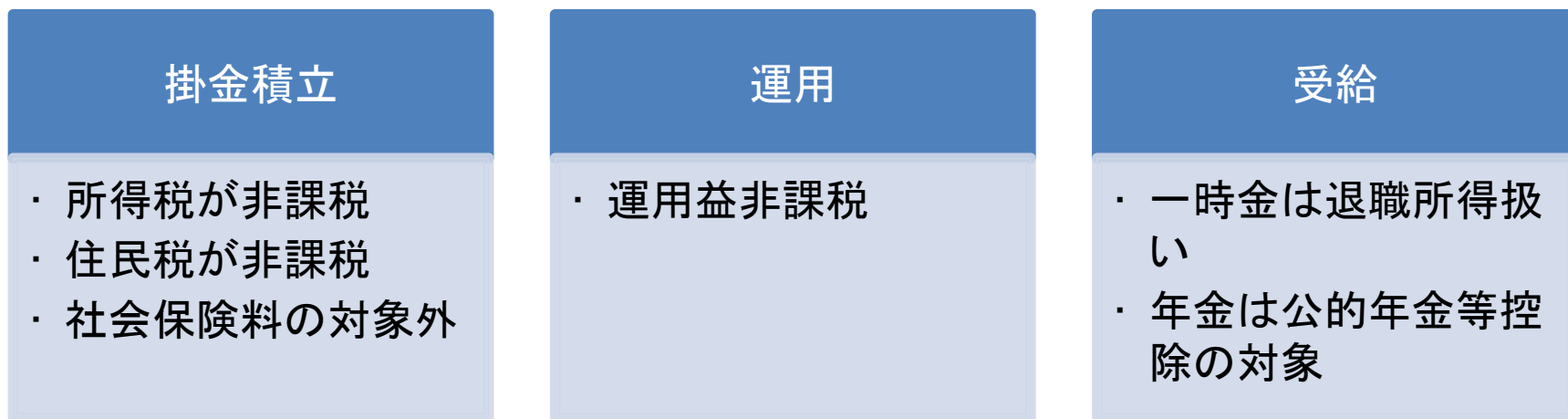
③受け取る(給付)

一時金として受け取るか、又は年金方式で分割で受け取るか受け取り方を選ぶことができます。

確定拠出年金 導入の目的

- ◆ たまき青空病院グループで職員の老後資産形成をサポートするため、確定拠出年金を導入します。

確定拠出年金の税制の優遇措置



有利に老後資金を確保できるから！

掛金拠出額について

1. 掛金拠出額表にしたがって毎月積み立てられます。
2. 勤続3年未満の早期退職などの場合、掛金は事業主に返還されます。
3. 個人型確定拠出年金 (iDeCo) と併用できます。(20,000円まで)

希望される方はご自身で
自由に個人型に加入可能
(20,000円まで)

個人型選択枠

企業型確定拠出年金掛金

掛金拠出額表に応じた額を
グループが拠出

給与

掛金拠出額表

職種	勤続年数	月額
職員	任用より6年未満	1,500円
	6年以上11年未満	5,000円
	11年以上16年未満	7,000円
	16年以上21年未満	9,000円
	21年以上26年未満	10,000円
	26年以上31年未満	11,000円
	31年以上36年未満	12,000円
	36年以上	13,000円
特別職	—	10,000円

※3年未満退職の場合は事業主に返還

確定拠出年金 給付

- ◆ 確定拠出年金における給付には老齢給付金と障害給付金と死亡一時金があります。その他に一定の条件を満たせば、脱退一時金を受給することもできます。

※基金に加入されていた方は基金加入期間が通算されます。

- 老齢給付金
 - 年金(公的年金等控除適用)
 - 一時金(退職所得控除適用)

老齢給付金の受給開始年齢

- 障害給付金
 - 所得税を課税しない
- 死亡一時金
 - 相続税の課税対象
- 脱退一時金
 - 所得税を課税する
(一時所得)

通算加入者等期間	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
10年以上						
8年～10年未満						
6年～8年未満						
4年～6年未満						
2年～4年未満						
2年未満						

通算加入者等期間※:①企業型年金の加入者期間、運用指図者期間②個人型年金の加入者期間、運用指図者期間③旧制度に加入していた期間(厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会より資産を移換した場合)
※その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。

脱退一時金の支給要件

- 確定拠出年金制度は、老後資金準備が目的の年金制度です。法令上、原則的に60歳以前の途中引き出しは認められていませんが、例外として、下記A、Bの2通りの受給要件があります。個々の要件をすべて満たしている場合に限り、脱退一時金の請求が可能となっています。

A.【個人別管理資産額が15,000円以下の方の脱退一時金受給要件】

- ① 企業型年金・個人型年金の加入者・運用指図者でないこと(=退職した直後など)
- ② 資格喪失日の属する月の翌月から起算して6ヶ月を経過していないこと

B.【個人別管理資産額が15,000円を超える方の脱退一時金受給要件1】

- ① 国民年金保険料免除者
- ② 障害給付金受給権者でないこと。(裁定予定口座※1、並行加入口座※2のいずれも該当しないこと)
- ③ 裁定予定口座、並行加入口座の通算拠出期間を合算(重複排除)して一月以上三年以下であること。又は裁定予定口座・並行加入口座の個人別管理資産を合算して25万円以下であること。
- ④ 裁定予定口座・並行加入口座のうち、最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。
- ⑤ 企業型年金から脱退一時金の支給を受けていないこと。裁定予定口座・並行加入口座、いずれにおいても該当しないこと。

企業型・個人型の平行加入の場合、Bの判定は資産は合算、加入期間は重複させずに算定します。

※1 裁定予定口座 脱退一時金を請求する口座(原則個人型の口座)

※2 並行加入口座 裁定口座以外の確定拠出年金口座(原則、並行して加入する企業型)

中途退職した場合の選択肢

Point1:退職後に運営管理機関から説明書類が自宅宛に送付されます。

Point2:退職後の資産移換手続きは自分で行う必要があります。

Point3:退職後、6ヶ月以内に手続きをしましょう(国民年金基金連合会へ自動移換されます)。

離転職後

別の会社に転職をする
(国民年金第2号
被保険者)

自営業者等になる
(国民年金第1号
被保険者)

公務員になる
(国民年金第2号
被保険者)

専業主婦になる
(国民年金第3号
被保険者)

会社が企業型確定拠出
年金を実施している

会社が企業型確定拠出
年金を実施していない

企業型加入者 (注)

個人型加入者もしくは個人型運用指図者
※自分で掛金を拠出するかしないか選択が可能です

(注)・規約上個人型への加入を認めている場合、企業型と同時に個人型加入者となる事が可能です。前職の年金資産は企業型に移換します。
・企業型確定拠出年金に加入資格がない場合、もしくは加入する事を選択しなかった場合は前職の年金資産を個人型に移換し、個人型の加入者または運用指図者となることが出来ます。

新プランへの移換または個人型併用について

- ◆ 現在、既にスマートライフプランに加入されている皆様は、グループ全体での運用開始に伴い、新制度として「SBIつみたてプラン」に移管していただくこととなります。具体的には資産及び年金記録を「SBIつみたてプラン」に移換いただきます。
- ◆ 現在、個人型に併用でご加入の方は引き続き併用できます。

【今後のスケジュール】

6月中旬 スターターキット配布 同時期 投資教育実施予定

6月末まで 運用商品選定

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

「SBIつみたて」プラン代表事業主

株式会社フォートレス

088-612-8366